県立特別支援学校による、小学校、中学校及び高等学校等に在籍する 医療的ケアを必要とする児童生徒に関する相談・支援について

> 広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 特別支援教育課

## 1 目的

医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍する小学校、中学校及び高等学校等に対して、県立特別支援学校の看護師資格を有する医療的ケア指導教員が、依頼に応じて相談・支援を実施することにより、県内の医療的ケアの実施体制の充実を図る。

### 2 対象

- (1) 広島市を除く市町教育委員会の所管する小学校、中学校及び高等学校等
- (2) 県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校
- 3 相談・支援方法

原則、電話による相談(オンラインを含む)とし、特に必要がある場合は、派遣を要請することも可能とする。

#### 4 相談・支援内容

- (1) 医療的ケア児の実態把握について
- (2) 医療的ケアの実施状況について
- (3) 主治医、学校医との連携について
- (4) 緊急時の対応について
- (5) 医療的ケアに係る校内体制について
- (6) その他

## 5 相談先

- (1) 広島県西部地域・・・広島県立広島特別支援学校 医療的ケア指導教員
- (2) 広島県東部地域・・・広島県立福山特別支援学校 医療的ケア指導教員
- ※ 該当地域が判断できない場合は、県教育委員会特別支援教育課(082-513-4982) まで連絡してください。
- ※ 医療的ケア指導教員・・・県立特別支援学校において医療的ケアにあたるほか、県内の特別支援 学校に配置されている看護師のとりまとめ役として、必要な情報提供や関係者の調整を図る看護師 資格を有する指導教員(現在、広島県内に2名配置)。

# 6 相談・支援方法

- (1) 関係学校長間で直接やりとりすること。(※市町教育委員会の所管する学校の場合、事前に関係 教育委員会、教育事務所等と連携しておくこと。)
- (2) 医療的ケア指導教員の派遣を希望する場合、旅費については県教育委員会特別支援教育課が負担 する(県立特別支援学校を除く)。